



悪質な不法投棄は許さない！ 不法投棄防止合同パトロールを実施しました

青森河川国道事務所では、近年、河川敷地への悪質な不法投棄が繰り返されていることから、所轄警察署及び関係自治体と連携し、岩木川(弘前市)及び馬淵川(八戸市)において不法投棄防止合同パトロールを実施しました。

パトロールは馬淵川で7月13日に、八戸警察署・八戸市清掃事務所が参加し、岩木川では7月14日に、弘前警察署が参加し行われ、不法投棄が多く発生している場所や死角となりやすい場所を入念に確認しました。

また、監視カメラでの監視やパトロールの強化、加えて悪質事例の積極的な警察署への通報など、関係機関同士の相互の連携強化を改めて確認しました。



写真：タイヤの不法投棄の発見状況(馬淵川・大橋下流右岸)



写真：連携強化に向けて意見交換の実施状況(馬淵川)



写真：合同パトロール状況(岩木川)

※不法投棄は「**河川法**」及び「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合がありますので絶対にやめましょう！

◆「河川法」

→ 3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

→ 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)